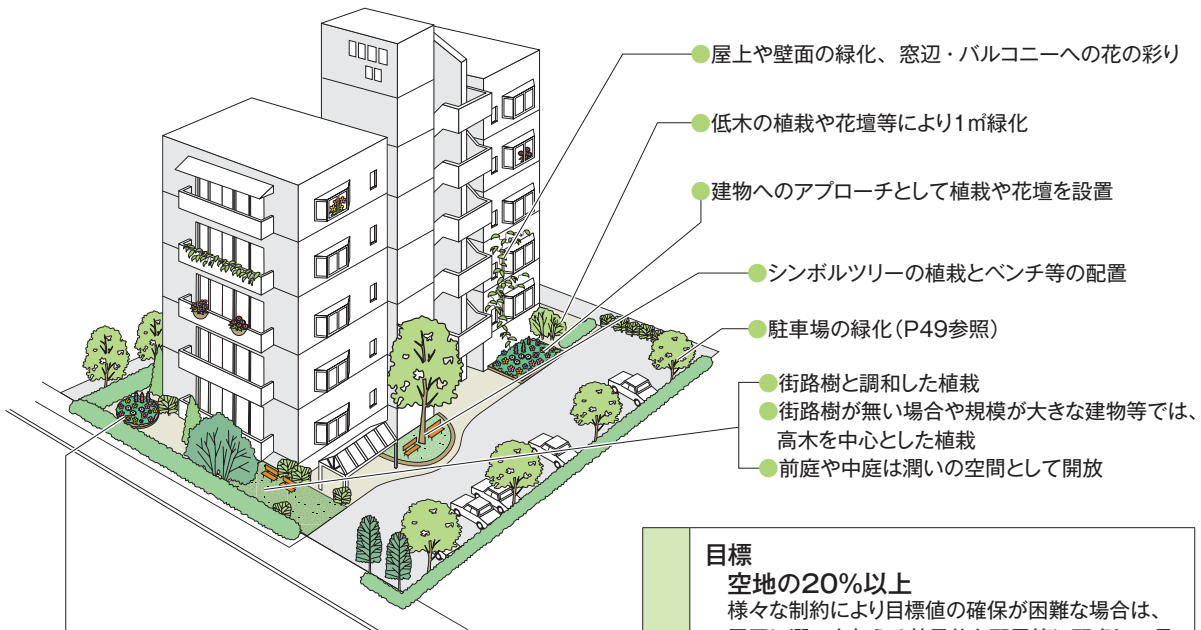


Ⅲ-1 建物用途に応じた緑化のポイント

(1) 共同住宅等における緑化の工夫

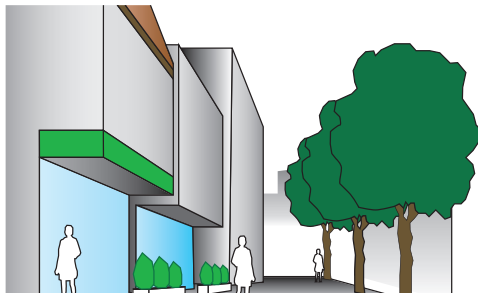


- 建物をセットバックして、道路に面する部分の緑化
- 敷地境界線から50cm程度後退して、生垣を設置
— フェンスとつる植物との組み合わせ

その他の留意点

- 樹木等の成長や生育環境への適性、周囲との調和への配慮
- 良好な緑地の利用や、現地に適した復元
- 擁壁を設置する場合、高さは原則1.5m以下
高い擁壁は2～3段に分け、その間に植栽
- 総合的防除の観点から、農業に頼りすぎない適切な維持管理
- 死角をつくらぬような適切なせん定、季節ごとの花の植替え、老朽化や環境の変化に応じた樹種の転換など

緑化の割合	目標 空地の20%以上 様々な制約により目標値の確保が困難な場合は、周囲に潤いを与える効果的な配置等に配慮し、最低限の緑化を行う。
	最低限度 中心市街地 8% <small>(歴史的景観区域・中心都市景観区域)</small> 市街地 8% <small>(市街地景観区域)</small> 田園・里山 8% <small>(田園風景景観区域)</small>
植栽基準	10㎡を超える緑地では、以下の基準により高木を植栽する。 ・10㎡あたり高木(成木に達した時の樹高が4m以上の樹木)1本以上 ・20㎡あたり高木1本以上及び低木20本以上

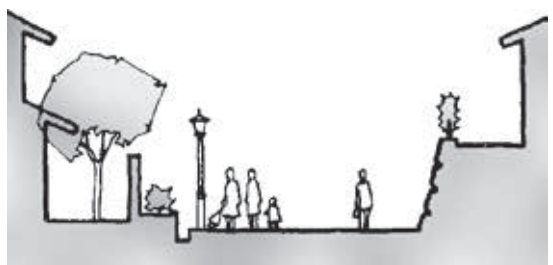
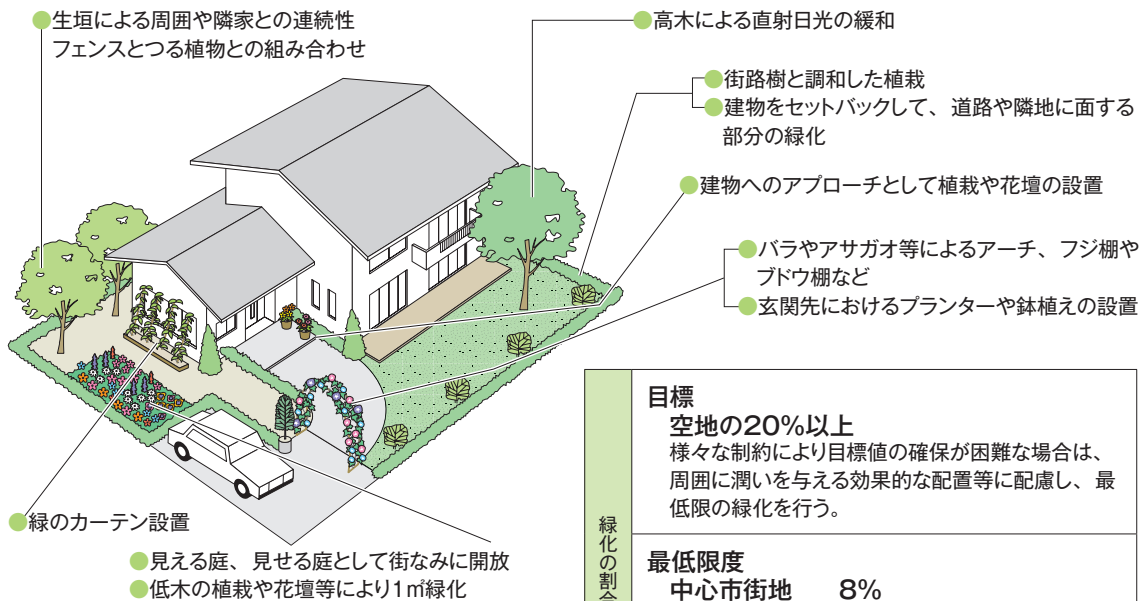


セットバックによる緑化の工夫



擁壁の小段に植栽を設ける工夫

(2) 戸建て住宅等における緑化の工夫



住宅地の空間構成

緑化の割合	目標 空地の20%以上 様々な制約により目標値の確保が困難な場合は、周囲に潤いを与える効果的な配置等に配慮し、最低限の緑化を行う。
	最低限度 中心市街地 8% (歴史的景観区域・中心都市景観区域) 市街地 8% (市街地景観区域) 田園・里山 8% (田園風景景観区域)

- その他の留意点
- 樹木等の成長や生育環境への適性、周囲との調和への配慮
 - 擁壁を設置する場合、高さは原則1.5m以下
高い擁壁は2~3段に分け、その間に植栽
 - 総合的防除の観点から、農業に頼りすぎない適切な維持管理
 - 適度なせん定、季節ごとの花の植替えなど、楽しみながら手入れ



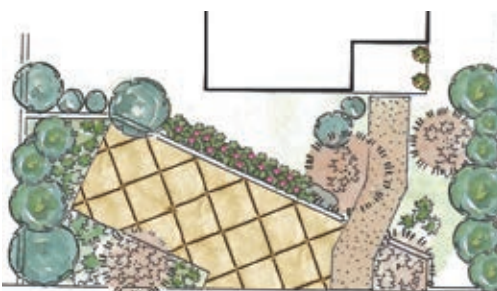
透透性の高いフェンスの設置



街路樹と調和した生垣

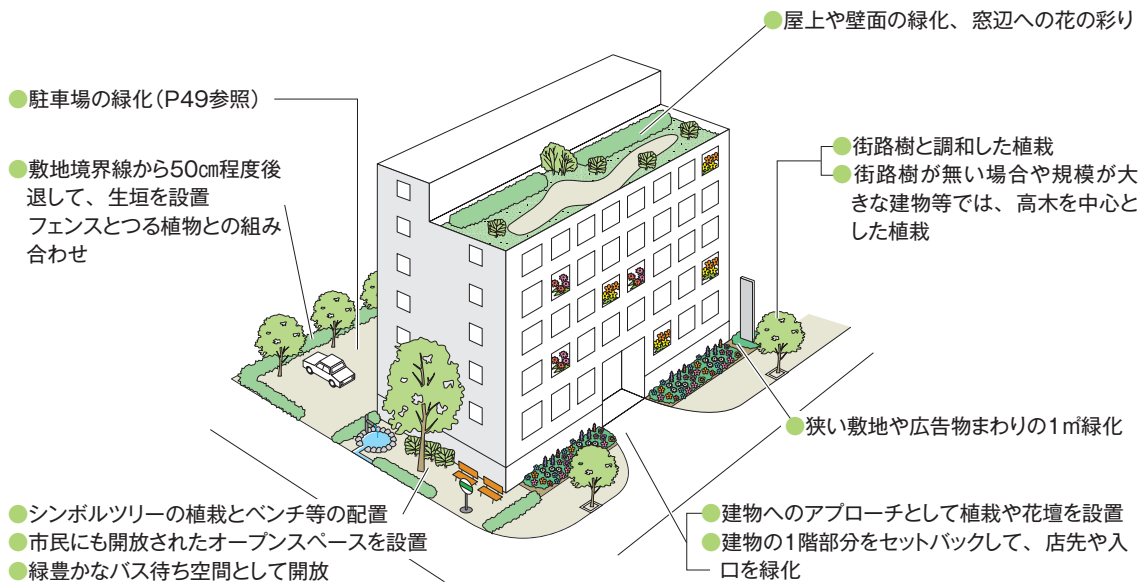


通路と駐車場を兼ねる工夫



駐車場を庭として見せる工夫

(3) 事業所等における緑化の工夫

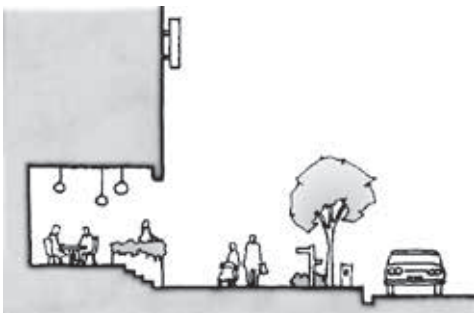


その他の留意点	● 樹木等の成長や生育環境への適性、周囲との連続性や統一感、多様性への配慮
	● 擁壁を設置する場合、高さは原則1.5m以下 高い擁壁は2~3段に分け、その間に植栽
	● 総合的防除の観点から、農業に頼りすぎない適切な維持管理
	● 死角をつくらないように適切なせん定、季節ごとの花の植替え、老朽化や環境の変化に応じた樹種の転換など



シンボルツリー設置とオープンスペースの解放

緑化の割合	目標 空地の20%以上 様々な制約により目標値の確保が困難な場合は、周囲に潤いを与える効果的な配置等に配慮し、最低限の緑化を行う。											
	最低限度 <table border="0"> <tr> <td>中心市街地</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>(歴史的景観区域・中心都市景観区域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>(市街地景観区域)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>田園・里山</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>(田園風景景観区域)</td> <td></td> </tr> </table>	中心市街地	5%	(歴史的景観区域・中心都市景観区域)		市街地	10%	(市街地景観区域)		田園・里山	10%	(田園風景景観区域)
中心市街地	5%											
(歴史的景観区域・中心都市景観区域)												
市街地	10%											
(市街地景観区域)												
田園・里山	10%											
(田園風景景観区域)												
植栽基準	10㎡を超える緑地では、以下の基準により高木を植栽する。 ・10㎡あたり高木(成木に達した時の樹高が4m以上の樹木)1本以上 ・20㎡あたり高木1本以上及び低木20本以上											

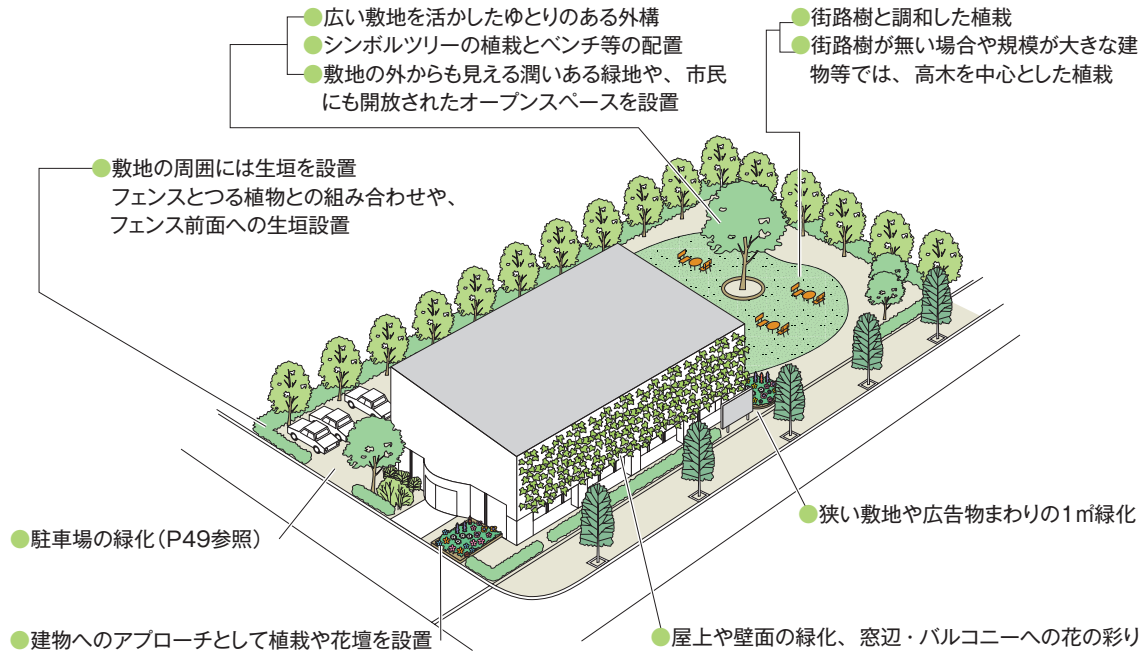


事業所地等の空間構成(1)



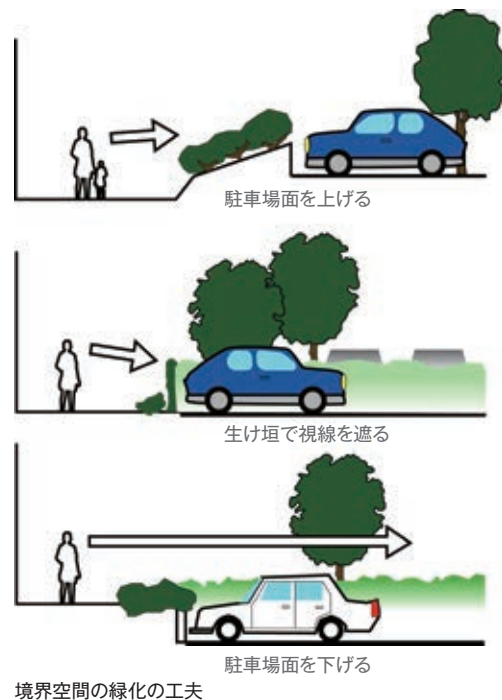
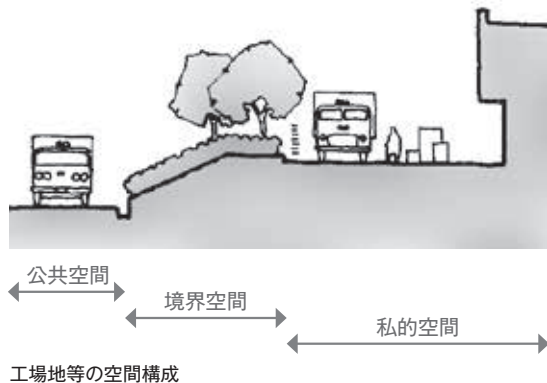
事業所地等の空間構成(2)

(4) 工場等における緑化の工夫

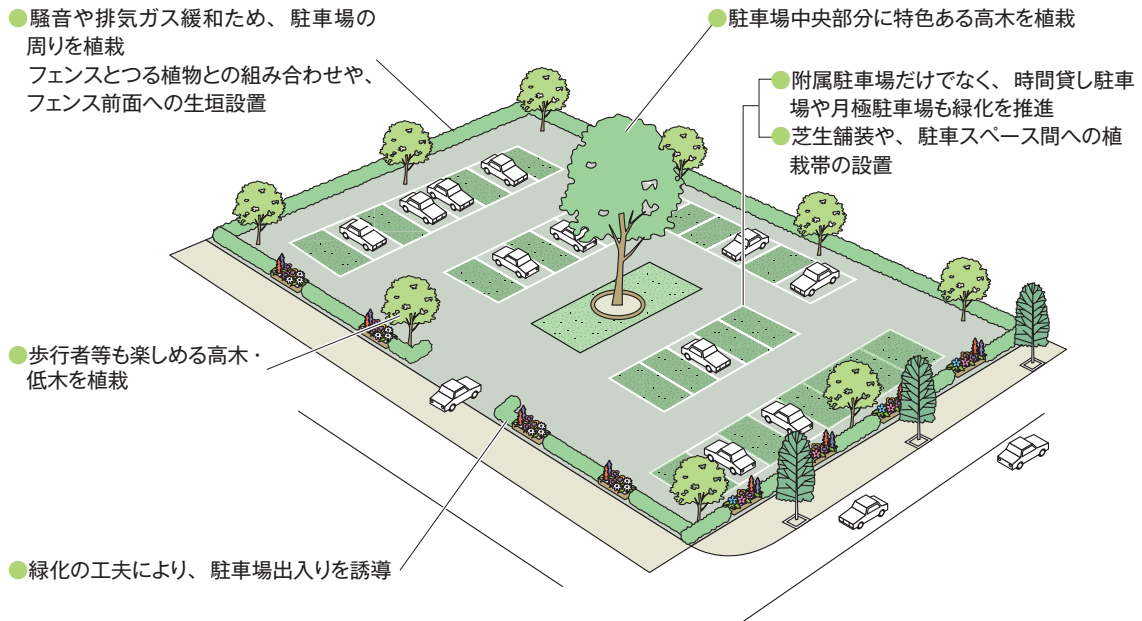


緑化の割合	目標 空地の20%以上 様々な制約により目標値の確保が困難な場合は、周囲に潤いを与える効果的な配置等に配慮し、最低限の緑化を行う。
	最低限度 中心市街地 5% (歴史的景観区域・中心都市景観区域) 市街地 10% (市街地景観区域) 田園・里山 20% (田園風景景観区域)
植栽基準	10㎡を超える緑地では、以下の基準により高木を植栽する。 ・10㎡あたり高木(成木に達した時の樹高が4m以上の樹木)1本以上 ・20㎡あたり高木1本以上及び低木20本以上

- その他の留意点
- 樹木等の成長や生育環境への適性、周囲との連続性や統一感、多様性への配慮
 - 良好な緑地の利用や、現地に適した復元
 - 擁壁を設置する場合、高さは原則1.5m以下
高い擁壁は2~3段に分け、その間に植栽
 - 総合的防除の観点から、農業に頼りすぎない適切な維持管理
 - 死角をつくらぬような適切なせん定、季節ごとの花の植替え、老朽化や環境の変化に応じた樹種の転換など



(5) 駐車場における緑化の工夫



緑化の割合	<p>目標 空地の20%以上</p> <p>様々な制約により目標値の確保が困難な場合は、周囲に潤いを与える効果的な配置等に配慮し、最低限の緑化を行う。</p>
植栽基準	<p>駐車場の用に供する面積が500㎡以上の路外駐車場では、以下の基準により高木と植栽する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木1本以上及び低木20本以上

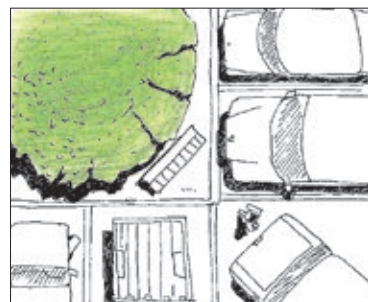
その他の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹木等の成長や生育環境への適性、周囲との調和への配慮 ● 総合的防除の観点から、農業に頼りすぎない適切な維持管理 ● 死角をつくらないように適切なせん定、季節ごとの花の植替え、老朽化や環境の変化に応じた樹種の転換など
---------	--



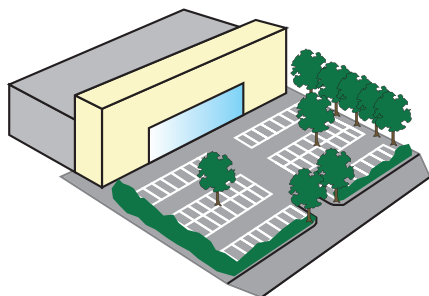
駐車場の緑化(1)



駐車場の緑化(2)



駐車場の緑化(3)



駐車場周りへの植栽配置

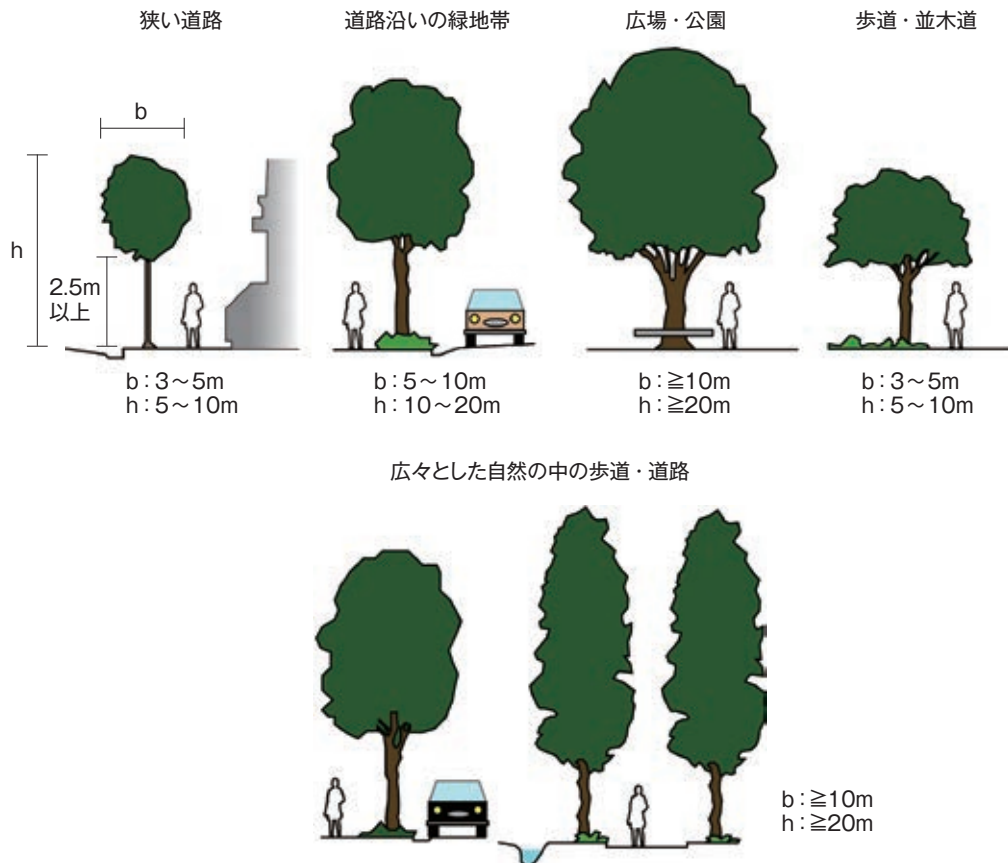


建物入り口部分への植栽配置

(6) 公共空間における緑化の工夫

●空間に適した樹木の大きさ

道路等の設計基準を満たしたうえで、将来的な樹木の成長を見込んで、それぞれの空間に適した樹木を選定します。



●景観構成要素としての樹木の配置

道路や広場では、その空間を特徴づける景観構成要素としての配置に配慮します。



Ⅲ-2 緑化の推進に関わる支援制度等

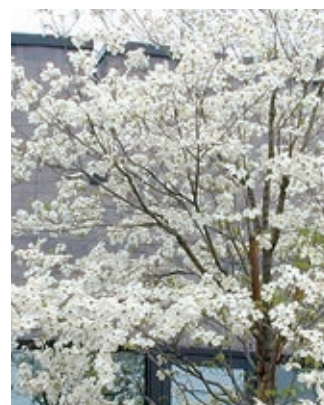
緑豊かなまちづくりを推進するための支援制度等をご紹介します。
これらの制度等のお問い合わせは、
松本市建設部 公園緑地課 電話 34-3254(直通) までお願いします。

● 家屋新築記念樹の交付

市内に住宅家屋(店舗併用住宅、共同住宅含む)を新築された方に対し、記念樹として苗木を交付しています。

アカマツ(市木)、レンゲツツジ(市花)、ハナミズキ、シデコブシ、サルスベリ及びチシオカエデの中から希望の苗木2本(レンゲツツジは、1本分で2本)を選んでいただけます。

新築家屋が完成してから1年以内に申請が必要です。



● 誕生記念樹の交付

次代を担う子どもたちが、緑に親しみ、成長とともに緑を大切に
する心を育むことを目的に、生まれたお子様の誕生記念として、苗木
をプレゼントしています。

ハナモモ、ムクゲ、キンモクセイ、サザンカ、ゲッケイジュ及び
バラの中から希望の苗木1本を選んでいただけます。

お子様(市内に住所を有する)が生まれてから、1年以内に申請が
必要です。



● 生垣設置補助金交付

市内の家庭または事業所において、隣地との境界に生垣を新設も
しくは、ブロック塀等を解体して生垣を設置した場合に補助金を交
付します。

事前に条件等とご確認の上で、必ず事業を始める前に申請してく
ださい。



● 樹勢相談

市民を対象に、樹木についての相談を受け付け、専門家を派遣し、
対処方法等のアドバイスをする制度です。相談や診断は無料です。
お気軽にご相談ください。

● 緑陰講座

市内の公園で、造園業者や樹木の専門家を講師に迎えて、緑に関する講習会を開催します。
松の春剪定、ガーデニングとバラ管理、四つ目垣と生垣の作り方や病虫害防除など、市民の皆さま
を対象に年9回(6月～11月)開催しています。

III-3 落ち葉の堆肥(腐葉土)を作ろう

(資料提供：松本市緑化協会)

●堆肥を作るのに必要な材料



●堆肥ができるために必要なもの・発酵菌が繁殖するのに必要なもの

水分	50%位の水分が必要	落葉に水を染み込ませる。
空気	十分な空気(酸素)が必要	時々、空気を入れるために混ぜる。
湿度	発酵熱が逃げないようにする	ダンボールで熱が逃げないようにする。
養分	養分を加えて発酵を促進	米ぬか・油かす・堆肥(発酵菌の元)を入れる。

●堆肥作りに向く落葉

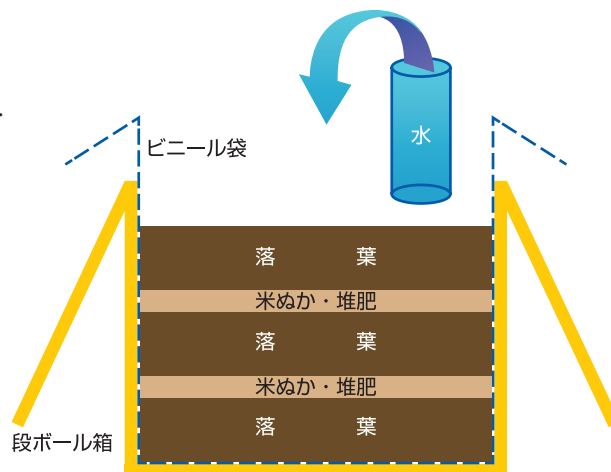
クヌギ・ケヤキ・ナラ・ポプラなどの広葉樹

向かない落葉

イチヨウ・クス・カキ・モチ・サクラなどの広葉樹やスギ・マツ・ヒノキなどの針葉樹は、水分や樹脂が多いため、堆肥づくりに向きません。

●落葉と堆肥・米ぬか・油かすをミルフィーユのように積み重ねます

- 1 落葉に水を染み込ませながら敷込み、堆肥・米ぬか・油かすを薄くばら撒いてミルフィーユのように積む。
- 2 1～2週間ほどしたら空気を入れながら混ぜ合わせる。乾いている場合は、少し水を加える。
- 3 その後も同様に2～3週間ごとに混ぜ合わせる。





①ダンボールを組み立て、ビニール袋を中に敷く。



②落葉を5cm位で積み込み、手で押さえる。



③水を撒いて染み込ませる。



④米ぬか・油かすを軽く一握り撒く。



⑥また、落葉を5cmくらい積み込み手で押さえる。



⑤堆肥を軽く一握り撒く。



⑦ビニール袋を軽く閉じ、蓋を閉める。

- ビニール袋の中が熱く(温かく)なってきたら、微生物が増えて堆肥化が進んでる証拠です。
- 1～2週間したら、ダンボール箱からビニール袋を出して落ち葉をかき混ぜ、空気を含ませます。乾いていたら水も少し加えます。その後は2～3週間ごとに行いましょう。
- 熱く(温かく)ならない時は、米ぬか・油かす・堆肥を少し加え発酵を促してください。



⑧混ぜ合せる(切り返し)。



⑨2～3週間置く。

葉っぱの形が無くなり、ふわふわと細かくなったらできあがりです。

III-4 生物多様性のホットスポットを未来へつなぐ

本市では、文献調査により植物2,933種類、動物4,036種類が確認されており、「生物多様性のホットスポット」と評されています。確認されたうち、植物368種(12.5%)、動物278種(6.9%)が絶滅の危機に直面しています。豊かな生物多様性を未来へ引き継ぐため、松本市生物多様性地域戦略「生きものあふれる松本プラン」(平成28年3月)を策定しました。

● 生物多様性とは？

生物多様性とは、「生きものたちの間の様々な違いと、そのつながり」とも言い換えることができます。長い進化の歴史を経て、今、地球上には数えきれないほどの種類の生きものが存在します。森や草原、川、池など、色々な場所で生きものたちは、食べたり、利用したりと、互いに影響し合い、その結果、生きもののバランスが保たれています。

● どうして生物多様性を守らなければいけないの？

私たちの暮らしは、様々な場面で「生物多様性の恵み」に支えられています。毎日欠かすことのできない、衣・食・住や医薬品の多くは、生きものによってもたらされています。また、健全な自然環境には、空気や水を浄化したり、災害を防いだりする機能もあります。

しかしながら現在、未だかつてない速さで、多くの生きものたちが絶滅していています。それは、遠い国のジャングルだけで起こっている問題ではなく、私たちのすぐ身近でも起こっているのです。「昆虫や草花が少しくらい絶滅したところで、自分には何も関係がない」と考えてしまいがちですが、生きものたちのバランスが一度崩れると、どのような影響が出るのかは誰にもわかりません。さらに、そのバランスを元に戻すには、膨大な労力、時間、費用を要します。

私たちの次の世代も、生物多様性の恵みを受け続けることができるように、できることから生物多様性の保全を始めましょう。

● 都市における緑化の重要性

都市化が進むにつれて、開発行為等により、緑地が減少したり、分断されたりすることで、生きものたちの生息環境が孤立しています。緑地が孤立すると、生きものどうしが同種、他種間での交流ができなくなり、繁殖に必要な個体数が確保できなくなるため、生物多様性に大きな影響を与えています。都市の生物多様性を保全するためには、都市における緑地の量を確保しながら、動植物の生息環境を改善するなど緑地の質を高めてゆく必要があります。また、緑を連続的に配置し、都市に比べて生物種の多い郊外の緑地から都市に生きものを誘導することも重要です。



● 緑を連続的に配置し、緑のネットワークをつくることで、生物の移動路ができます。さまざまな種類の樹種を配置することは、さまざまな種類の生物を呼び寄せることにもつながります。

● 水辺に緑を配置することで、様々な水辺の生物を呼び出すことができます。管理方法について、地域の方の理解と合意を得ることも大切です。



Ⅲ-5 特定外来生物を入れない、捨てない、拡げない

● 外来生物とは？

外来生物とは、もともとその地域に分布していなかったのに、人の活動等によって持ち込まれた生物のことです。海外から輸入された生物だけではなく、日本国内の他の地域から持ち込まれた生物でも、もともとその地域に分布していなければ外来生物となります。

大半の外来生物は、人が生息環境の管理をしなければ、新しい環境に適応できません。しかし、一部は、人の手を借りずに新しい環境に適応して生息域を拡大し、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かしています。このような外来生物を「侵略的外来種」と呼びます。

● 侵略的外来種が引き起こす問題

- ・ 捕食 在来生物を捕食してしまい、在来種の数、量が減少してしまいます。
- ・ 競合 在来種から生息環境を奪い、地域から在来種を駆逐してしまいます。
- ・ 交雑 近縁の種同士が交雑することで、生物種の遺伝的独自性が失われてしまいます。
- ・ 感染 これまで地域に存在しなかった他の地域の病気等の発生が危惧されます。

これらの問題により、在来生物の生息数、生息範囲の減少による生物多様性への影響や、農林水産物の質や収穫量・産出量の低下といった被害を招くだけでなく、新しい病気や、感染症の発生による人の健康への影響も危惧されています。

● 侵略的外来種の被害を予防するために

侵略的外来種の被害を予防するために、予防3原則を守りましょう。

侵略的外来種の被害の予防3原則

- ・ 入れない もともとその地域に生息していない生物を他の地域から持ち込まない。
- ・ 捨てない 飼育している外来生物を野外に捨てない。
- ・ 拡げない その地域に生息している外来生物を駆除する等して、外来生物を他の地域に拡げない。



アレチウリ



オオキンケイギク



オオカワジシャ

III-6 農薬に頼りすぎない維持管理

農薬を用いて緑を維持管理することは、農薬による人の健康への影響が心配されるだけでなく、地域の生物多様性への影響も懸念されます。農薬の使用による様々な影響を避けるために、農薬に頼りすぎない緑の維持管理に努めましょう。

●参考資料 住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項(抜粋)

1 公園、街路樹等における病虫害防除等に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。

なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあつては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際……当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、……せん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) ……やむを得ず農薬を使用する場合は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめ……可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) ……公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、……現地混用は行わないこと。
- (5) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び……風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (6) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、……十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。
- (7) 以上の事項の実施に当たっては、……「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」(平成22年5月31日環境省)に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除等に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜園を含む。)において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺……等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (3) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、……十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。
- (4) 以上の事項の実施に当たっては、……「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省)や……「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省)も参考とすること。

III-7 樹種の紹介

● 代表的な樹種の一列を紹介します。

生垣に適した樹種	<p>〔代表的な生垣の樹種〕 ドウダンツツジ、イチイ、イヌツゲ、ヒイラギモクセイ、ムクゲ、コニファー類、サザンカ、ウツギ</p> <p>〔赤星病防止のため果樹園周辺の生垣として好ましくない樹種〕 ビャクシン、ハイビャクシン、タチビャクシン、カイツカイブキ、ネズミサシ、タマイブキ</p>
ポケット広場や緑地の樹種	<p>〔市街地における代表的な樹種〕 イチイ、ナナカマド、シナノキ、ハンノキ、コナラ、ヤマモミジ、コブシ、モクレン、アオダモ、ウツギ</p> <p>〔紅葉する樹種〕 サクラ類、カツラ、コナラ、ハナミズキ、ヤマボウシ</p> <p>〔実のなる樹種〕 カキ、リンゴ、ナシ、ウメ、ミザクラ(サクランボ)、モモ、アンズ、ナナカマド、ツリバナ、カリン、ザクロ、イチジク</p> <p>〔縁起物とされている樹種〕 マツ(長寿)、カシノキ(達成)、モチノキ(繁栄)、ニレ(威厳)</p>
1㎡緑化で利用したい花木	<p>〔白花の花木〕 ハナミズキ、シデコブシ、オオデマリ、コデマリ、リュウキュウツツジ、クチナシ、ドウダンツツジ、アベリア</p> <p>〔赤花の花木〕 ハナカイドウ、サツキ、ムクゲ、ハナモモ、オタフクナンテン</p> <p>〔山野草〕 ハギ、フジバカマ、キキョウ、オミナエシ、ナデシコ、クズ、ススキ(オバナ)、リンドウ</p> <p>〔地被性植物〕 マツバギク、シバザクラ、コグマササ、野芝、高麗芝、シロツメクサ</p>
ブロック塀、壁面等の緑化	<p>〔壁面等を緑化する植物〕 ナツツタ、ヘデラ(アイビー)、モッコウバラ</p> <p>〔金網フェンスの緑化〕 フジ、クレマチス、ツルバラ、アケビ、ノウゼンカズラ</p>
駐車場に適した樹種	<p>〔高木〕 トウカエデ、コナラ、ヤマモミジ、ヒトツバタゴ</p> <p>〔低木〕 マサキ、イヌツゲ、ムクゲ、レンギョウ、ミツバツツジ、タニウツギ、ニワトコ、コニファー類</p>
街路樹	<p>〔高木〕 ハンノキ、シナノキ、シデコブシ、トチノキ、ケヤキ、ヤマボウシ、ハナミズキ、サンシュユ、ミツバカエデ、サクラ類、ヤマモモ</p> <p>〔低木〕 サツキツツジ、ドウダンツツジ、ヒョウタンボク、リュウキュウツツジ</p>
その他	<p>〔蝶の食樹の樹種等〕 コデマリ、ユキヤナギ、エノキ、アベリア</p> <p>〔蝶の飛来する草花・花木〕 ヒャクニチソウ、マリーゴールド、マーガレット、ケイトウ、アザミ、ハナトラノオ、アベリア、フジウツギ、スミレ類、アブラナ、レンゲソウ</p> <p>〔緑のカーテンにお勧めの植物〕 アサガオ、キュウリ、ゴーヤ、ミニカボチャ、ヘチマ、ヒョウタン</p>

